

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第261号)

平成15年7月28日

横情審答申第261号

平成15年7月28日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年3月6日都港第114号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「工事名称「橋梁C-13付帯他工事」について 1 完了検査関連図書一式
（中間検査も含む）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「工事名称「橋梁C-13付帯他工事」について 1 完了検査関連図書一式（中間検査も含む）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「工事名称「橋梁C-13付帯他工事」について 1 完了検査関連図書一式（中間検査も含む）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 工事名称「橋梁C-13付帯他工事」については、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）から着工届の届出がなされていないため、完了検査関連図書は存在しない。
- (2) 宅地造成工事（荏田12-1）の審査調書に「橋梁C-13付帯他工事（12-33街区の1宅地分）」と記載されているが、この工事が含まれている完了検査関連図書一式については平成13年10月16日に開示請求のあった第52規1134号「荏田12-1の完了検査関係図書」として平成13年10月30日建宅指第514号ほかで異議申立人に開示済みである。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「橋梁C-13付帯他工事」という工事名称は、横浜市作成の審査調書に記載されている。取得もされていない文書名を横浜市が知っているはずはなく、存在もしない文書をもとに「審査」をし、調書を書くことなどありえない。したがって、「当該文書は取得も作成もされていない」という横浜市の説明は、まったく筋が通らない。
- (2) 当該工事は、もともと歩道橋に付帯する階段工事であるが、なぜか（1宅地のみ）の造成工事であるとされている。しかし、の造成工事が「取得も作

成もされていない」工事名称で行われてよいはずはない。

- (3) 申立人が開示を求めている文書は、あくまでも「橋梁C-13付帯他工事」であり、第52規1134号「荏田12 1の完了検査関係図書」ではない。
- (4) 非開示理由として「公団から横浜市に届出がされていない」ことが挙げられているが、当該工事名称は横浜市の公文書（審査調書）に記載されており、正規の工事名称であることを示している。この様に公文書に記載されていること自体が、そのまま「届出があった」ことを示している。
- (5) 仮に港北ニュータウン課の非開示理由が正しいとするならば、なぜ、取得されてもいない工事名称が横浜市の公文書に記入されているかについて、横浜市は説明すべきである。
- (6) 横浜市は「荏田12 1の完了検査図書」を開示したとしているが、申立人が求めているのは合同検査による「完了検査済証」ではなく、合同検査に先立って実施された宅造完了検査図書である。合同検査に先立って実施される完了検査は他にも道路局、下水道局があり、それぞれ完了検査済書を交付している。
- (7) 申立人が合同検査関係図書ではなく、「橋梁C-13付帯他工事」の方を請求したのは、今ごろになって「橋梁C-13付帯他工事」というのは公団の発注工事名であり、横浜市に届けられた正規の名称ではない」という人もいて、「他工事」の位置等を含め、分からないが多すぎたからである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウンの宅地造成工事について

港北ニュータウンの宅地造成工事については、公団が施行しており、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく宅地造成工事に関する協議が、昭和52年3月31日（一次造成工事）及び昭和53年9月30日（二次造成工事）に公団と横浜市との間で成立している。

法第12条第1項に規定する宅地造成に関する工事の完了検査（以下「完了検査」という。）は、昭和58年3月16日から平成9年3月11日までの間に工区ごとの一部完了検査として88回行われている。「荏田12 1」は、この中の一つの工区であり、「橋梁C-13」は、「荏田12 1」の近隣に位置する歩道橋である。

(2) 本件申立文書について

申立人が開示請求書に記載している「橋梁C-13付帯他工事」は、「荏田12 1」の完了検査時に作成された審査調書に記録されている。

「荏田12-1」の完了検査関連図書については、「橋梁C-13附帯他工事」を含んでおり、既に申立人に開示済みであると実施機関は説明しているが、申立人は、「荏田12-1の完了検査関連図書」ではなく、あくまでも「橋梁C-13付帯他工事」の開示を求めていると主張している。

以上のことから判断すると、本件申立文書は、「橋梁C-13付帯他工事」との名称で行われた完了検査及び中間検査の関連文書であると考えられる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、工事名称「橋梁C-13付帯他工事」については、公団から着工届の届出がなされていないため、完了検査関連図書は存在しないとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成14年11月8日及び平成15年6月27日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 港北ニュータウンの宅地造成工事については、横浜市と公団との間で締結された協定により、簡易な工事については着工届の提出を省略して着工できることとしている。「橋梁C-13附帯他工事」は、簡易な工事であるため、着工届は提出されていない。

(イ) 「橋梁C-13附帯他工事」については、「荏田12-1」の審査調書に工事名が記録されている。これは、「荏田12-1」の区域に含まれていることを示しており、完了検査は「荏田12-1」として行われている。このため、「橋梁C-13附帯他工事」だけの完了検査については、実施していないし、公団からの完了検査申請も行われていない。

(ウ) 「橋梁C-13附帯他工事」の工事名称については、公団の工事監督者から工事名称、工事場所等の連絡を受けて、横浜市が中間検査を実施するので、その時に知り得たと推測される。

(エ) 中間検査は、法第11条の規定による協議成立の条件として、擁壁工事等の工程に応じて、必要な検査を受けることを義務付けているものである。中間検査は、工事中の安全及び完了検査の適正を確保することが目的であるので、現場で工程に応じ必要な検査を行い、手直しがあれば口頭で指示をしており、中間検査記録は作成していない。

(オ) 土地区画整理事業により整備された「道路」及び「公共下水道」については、完了検査（合同検査）とは別に、横浜市が施設管理者となる立場からそ

れぞれ検査を実施し、「道路工事等検査済書」及び「公共下水道施設工事検査済書」を公団に交付している。しかし、宅地については、道路及び公共下水道のような施設管理者としての検査は必要ではないため、完了検査（合同検査）の前に別途検査を行うことはない。

完了検査（合同検査）の前には、「完了確認」を行っているが、これは、完了検査（合同検査）が行える状況になっているかを確認するものであり、完了確認記録等の文書は作成していない。

ウ 当審査会としては、「橋梁C-13附帯他工事」との工事名称での完了検査は実施しておらず、中間検査の記録も作成していないため、本件申立文書は不存在であるという実施機関の説明に、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第254回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・審議
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・審議
平成15年4月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・審議